

「新市場建設協議会」設置要綱

(設置目的)

第1 新市場の建設事業の円滑な推進を図るため、東京都（以下「都」という。）と築地市場業界（以下「業界」という。）との協議機関として、中央卸売市場に「新市場建設協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び担当事項)

第2 協議会は都職員及び業界代表者をもって構成し、新市場建設に係る事項について協議を行う。

(会長)

第3 協議会に会長を置き、市場長を充てる。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第4 協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(構成)

第5 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 都

市場長、市場政策担当部長、財政調整担当部長、移転支援担当部長、新市場整備部長、新市場事業推進担当部長、移転調整担当部長、基盤整備担当部長、施設整備担当部長、築地市場場長、市場衛生検査所長

(2) 業界

次の業種別に代表1名を、各団体の推薦に基づき市場長が委嘱する。

水産卸売業者、水産仲卸業者、水産小売業者、水産売買参加者、青果卸売業者、青果仲卸業者、青果小売業者、関連事業者等

(懇談会)

第6 協議会に、新市場建設懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。なお、要綱については、別に定める。

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

第7 削除

(検討会)

第8 協議会は必要があると認めるときは、検討会を置くことができる。なお、要綱につ

いては、別に定める。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

(公開等)

第9 協議会は公開とし、懇談会及び検討会は非公開とする。ただし、特に会長が認める場合は、懇談会及び検討会の傍聴を認める。

(庶務)

第10 協議会及び懇談会並びに検討会の庶務は、中央卸売市場新市場整備部管理課において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び懇談会並びに検討会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(付則)

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

平成14年 4月 1日 (14中管新第 15号)
平成15年 4月 1日 (14中管新第237号) 改正
平成15年 6月 16日 (15中管新第 46号) 改正
平成16年 4月 1日 (16中管新第 6号) 改正
平成16年 5月 18日 (16中管新第 38号) 改正
平成16年 7月 26日 (16中管新第 85号) 改正
平成16年 8月 2日 (16中管新第 94号) 改正
平成17年 4月 1日 (17中管新第 1号) 改正
平成17年 9月 26日 (17中管新第101号) 改正
平成18年 7月 18日 (18中管新第 64号) 改正
平成19年 4月 2日 (18中管新第202号) 改正
平成19年 6月 1日 (19中管新第 69号) 改正
平成19年 6月 18日 (19中管新第 82号) 改正
平成19年 7月 2日 (19中管新第 96号) 改正
平成20年 1月 4日 (19中管新第223号) 改正
平成20年 4月 1日 (20中管新第 9号) 改正
平成20年 7月 16日 (20中管新第121号) 改正
平成21年 4月 1日 (20中管新第399号) 改正
平成21年 7月 16日 (21中管新第 94号) 改正
平成22年 4月 1日 (22中管新第 2号) 改正
平成22年 7月 16日 (22中管新第128号) 改正
平成22年11月16日 (22中新管第 1号) 改正
平成23年 8月 1日 (23中新管第100号) 改正
平成24年 7月 16日 (24中新管第131号) 改正
平成25年 7月 16日 (25中新管第116号) 改正
平成26年 7月 16日 (26中新管第169号) 改正
平成26年10月 1日 (26中新管第316号) 改正